

スクラップヤード規制に係る条例の比較

	長野県飯田市	神奈川県綾瀬市	千葉市	茨城県境町	千葉県袖ヶ浦市	さいたま市
施行日	2012(H24)年1月1日改正	2019(H31)年7月1日	2021(R3)年11月1日	2021(R3)年12月8日	2023(R5)年4月1日	2024(R6)年2月1日
目的	自然環境の保全及び公害の防止に関して必要な事項を定めること	崩落その他の事故等を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	自然環境の保全及び公害の防止に関して必要な事項を定めること	屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること
定義	事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたもの	使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物	事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたもの	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物
届出制・許可制	届出制	届出制	許可制	許可制	許可制	許可制
事前協議・説明会	○	×	○	×	○	○
記録	×	×	○	×	○	○
事故時の措置	○	○	○	○	○	○
報告徴収	○	○	○	○	○	○
立入検査	○	○	○	○	○	○
指導・勧告	○	○	○	○	○	○
改善命令	○	○	○	○	○	○
公表	○	○	○	○	○	○
罰則	○	×	○	×	○	○